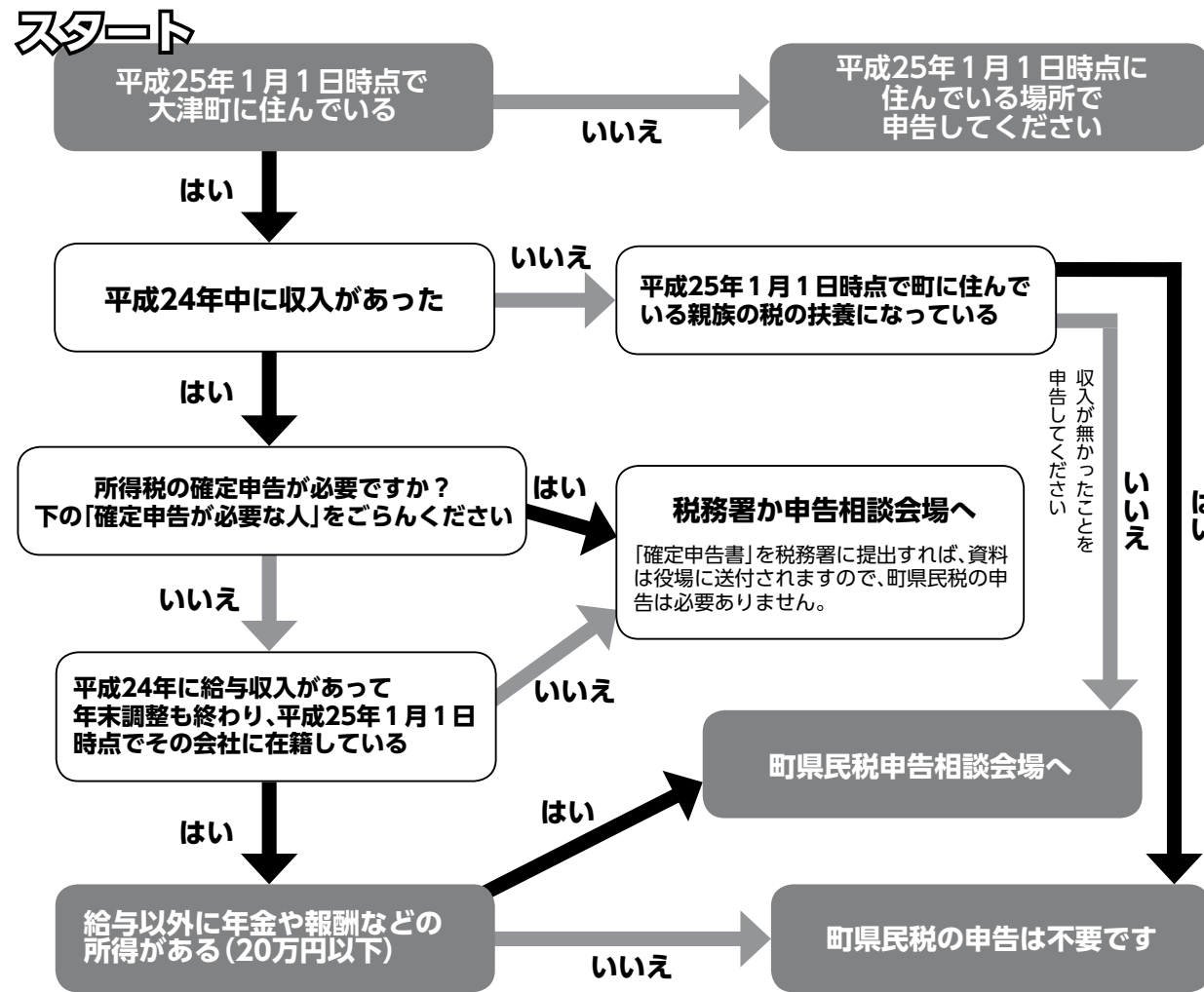


### 町県民税の申告の準備はお早めに！

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

そろそろ町県民税の申告の時期がやってきます。申告が必要かどうか調べてみましょう。町県民税は、前年（平成24年1月～12月）の所得（収入から必要経費などを差し引いた金額）に基づき計算される、県や町に納める税金です。

**申告相談会場**  
町中央公民館 2階 大会議室  
**申告期間**  
2月18日(月)～3月15日(金) (土、日を除く)



必要な人  
確定申告が

- ▶ 給与の年収が2,000万円を超える人
- ▶ 給与を2カ所以上からもらっている人
- ▶ 給与所得、年金以外の所得金額が20万円を超える人 (20万円以下の人は町県民税申告が必要です)
- ▶ 土地・建物などの譲渡所得がある人
- ▶ 生命保険(死亡・満期)受取による所得がある人
- ▶ 昨年マイホームを住宅ローンで購入した人で、住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶ 多額の医療費を払って所得税の還付を請求する人など (高額療養費などの払い戻しがある場合はその手続きが終わってから申告をしてください)

### 九州北部豪雨災害被災者の所得税相談会を開催します

(雑損控除申告相談会)

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

**九州北部豪雨**により、ご自身や扶養親族などの所有する住宅・家財などに損害を受けた人は、平成24年分の確定申告で、雑損控除または災害減免法を適用することにより所得税・住民税の軽減などが受けられる場合があります。

申告期間中に雑損控除を行う予定の人は、計算明細書がないと非常に時間が掛かることが予想されます。場合によっては町で受付できないこともあり、ぜひこの相談会で雑損控除の計算明細書の作成をお願いします。

**▼対象者**

- ・災害により住宅・家財・自動車などに損害を受けた人
- ・豪雨の被害を受け、平成24年中に修繕が終了した人

**▼日時** 1月23日(水) 午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

**▼場所** 役場4階 大会議室

**▼持参するもの**

- 被害を受けた資産・取得時期・取得価格の分かるもの
- 被害を受けた資産の取り壊し費用・除去費用・修繕費用の分かるもの
- 被害を受けたことで受け取る保険金などの金額が分かるもの
- 罹災証明書(交付を受けた人のみ)
- 相談該当年分の所得金額や所得控除額の分かるもの
- 印鑑

### 固定資産税の償却資産の申告は1月31日(木)まで

●申告先・問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

**償却資産**とは、会社や個人で工場、商店、農業などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品などの有形財産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得計算上損金または必要経費に算入されるものをいいます。

**償却資産の種類と具体例**

- ① 構築物(煙突、鉄塔など)
- ② 機械および装置(旋盤、ポンプ、動力配線設備など)
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両および運搬具(自動車税、軽自動車税に該当するものを除く)
- ⑥ 工具、器具および備品(看板、陳列ケース、切削工具、事務機器など)

例えば、ミシンを家庭用で使用している場合は申告の対象になりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合には、償却資産として申告の対象になります。

### 公的年金などの受給者は所得税の確定申告が不要になる場合があります

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

